

令和3年1月8日

保護者 様

埼玉県立越谷南高等学校
校長 新井 和徳

緊急事態宣言に伴う県立学校の対応と感染防止対策協力をお願い

日頃より、本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り誠に深く感謝申し上げます。
さて、今般の新型コロナウイルス感染者の急激な増加を受け、令和3年1月7日に県を含む1都3県に対し緊急事態宣言が発令されました。
また、同日、県の新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「県立学校における学校運営の基本方針」及び「学校における対応」が決定されました。
つきましては、コロナ禍の本校の教育活動について下記のとおりとさせていただきます。
なお、ご家庭におかれましても引き続き、リスク低減に向けたご対応とお子様へのご指導についてご配慮くださいますようお願いいたします。

記

1. 県立学校における学校運営の基本方針

「感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する」

2. 期間

令和3年2月7日まで（ただし、宣言延長の場合はこの限りではない。）

3. 緊急事態宣言中の対応

（1）感染予防の更なる徹底

ア 健康観察の徹底

毎日、ご自宅で健康状態を確認してから登校するようご指導ください。
発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は、登校を控えてください。なお、登校後に体調不良を訴える者には、原則下校するよう指導いたしますのであらかじめご承知ください。

イ 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気を実施します。

手洗い・マスク着用の指導を徹底します。また、換気も適時行いますので十分な防寒対策をご準備ください。

ウ 食事中の会話禁止

食事中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導します。

(2) 登下校時の3密の回避

登下校時の過密状態を極力避けるため、1月15日(金)まで始業時間を午前9時35分とします。また、放課後の活動については必要最小限とし、可能な限り速やかな下校を促します。なお、最終下校時刻は午後7時00分とします。(その後の登校時間の繰り下げについては、状況を見守りつつ追って判断させていただきます。)

(3) 部活動の中止

- ア 部活動を原則中止とします。
- イ 対外運動競技大会等に出場する場合は、その日から起算して14日前からの活動を認めます。
- ウ 上記イにより活動を行う場合であっても、部活動方針を遵守して実施します。また、他校との合同練習は行いません。

(4) ご家庭への再度のお願い

- ア 規則正しい生活習慣の徹底(健康観察を含む)
- イ 発熱等の風邪症状がみられる場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は無理に登校させないてください。
- ウ 基本的感染防止対策の徹底(3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用)
- エ 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- オ 生徒のみの会食等の自粛

(5) その他

新型コロナウイルスに関してご不安な点等がございましたら学校(教頭)までお問い合わせください。(越谷南高校048-988-5161)